

内閣府本府行政文書管理規則

平成23年4月1日
内閣府訓令第10号

最終改正 令和7年内閣府訓令第18号

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 管理体制（第3条—第10条）
- 第3章 作成（第11条—第13条）
- 第4章 整理（第14条—第16条）
- 第5章 保存（第17条—第19条）
- 第6章 行政文書ファイル管理簿（第20条—第21条）
- 第7章 保存期間の延長、移管、廃棄（第22条—第24条）
- 第8章 点検・監査及び管理状況の報告等（第25条—第27条）
- 第9章 研修（第28条—第29条）
- 第10章 秘密文書等の管理（第30条—第31条）
- 第11章 補則（第32条—第33条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、内閣府本府（以下「本府」という。）における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「行政文書」とは、本府の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）であつて、本府の職員が組織的に用いるものとして、本府が保有しているものをいう。ただし、法第2条第4項各号に掲げるものを除く。
- (2) 「行政文書ファイル等」とは、本府における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文

書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの（以下「行政文書ファイル」という。）及び単独で管理している行政文書をいう。

- (3) 「行政文書ファイル管理簿」とは、本府における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- (4) 「文書管理システム」とは、文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成19年4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備された政府全体で利用可能な文書管理システムをいう。
- (5) 「部局」とは、内閣府本府における行政文書の取扱いに関する規程（平成13年1月6日内閣府訓令第22号）第3条第8号に規定するものをいう。

第2章 管理体制

（総括文書管理者）

第3条 本府に総括文書管理者1名を置く。

- 2 総括文書管理者は、大臣官房長をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - (2) 行政文書の管理に関する文書管理者と大臣官房公文書管理課との調整及び必要な改善措置の実施
 - (3) 行政文書の管理に関する研修の実施
 - (4) 組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
 - (5) 行政文書ファイル保存要領その他この訓令の施行に関し必要な細則の整備
 - (6) その他行政文書の管理に関する事務の総括

（公文書監理官）

第3条の2 大臣官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。

（副総括文書管理者）

第4条 本府に副総括文書管理者1名を置く。

- 2 副総括文書管理者は、大臣官房総務課長をもって充てる。
- 3 副総括文書管理者は、第3条第3項に掲げる事務について総括文書管理者及び公文書監理官を補佐するものとする。

（主任文書管理者等）

第5条 本府の部局に主任文書管理者及び副主任文書管理者を各1名置く。

- 2 主任文書管理者は、部局の長（国会等移転審議会事務局にあっては国会等移転審議会事務局次長とし、北方対策本部にあっては北方対策本部審議官とし、官民人材交流センターにあっては官民人材交流副センター長とする。）をもって充てる。
- 3 主任文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、当該部局における行政文書の管理に関する事務の監督を行う。
- 4 主任文書管理者は、当該部局に属する職員のうちから、副主任文書管理者を指名する。
- 5 主任文書管理者は、前項の指名後、総括文書管理者にその役職等を報告するものとする。
- 6 副主任文書管理者は、主任文書管理者の命を受けて、当該主任文書管理者を補佐する。

（文書管理者）

- 第6条 主任文書管理者は、総括文書管理者の同意を得て、当該部局における所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、文書管理者を指名する。
- 2 文書管理者は、主任文書管理者の指示に従い、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 保存
 - (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
 - (3) 行政文書ファイル管理簿への記載
 - (4) 移管又は廃棄（移管・廃棄簿への記載を含む。）等
 - (5) 管理状況の点検等
 - (6) 行政文書の作成、標準文書保存期間基準（以下「保存期間表」という。）の作成等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指導等

（文書管理担当者）

- 第7条 文書管理者は、その事務を補佐する者として、文書管理担当者を指名する。
- 2 文書管理者は、文書管理担当者を指名後、速やかに主任文書管理者にその役職等を報告するものとする。
 - 3 主任文書管理者は、前項の報告があったときは、速やかに総括文書管理者にその役職等を報告するものとする。

（監査責任者）

- 第8条 本府に監査責任者1名を置く。
- 2 監査責任者は、大臣官房公文書監理室長をもって充てる。
 - 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。

4 監査責任者は、自身を補佐するものとして、監査担当者を置くことができる。

(主任監査担当者)

第9条 沖縄総合事務局に、主任監査担当者1名を置く。

2 主任監査担当者は、沖縄総合事務局総務部長をもって充てる。

3 主任監査担当者は、監査責任者の指示により、沖縄総合事務局における行政文書の管理の状況について監査を行い、その結果等の状況を監査責任者に報告するものとする。

4 主任監査担当者は、自身を補佐するものとして、監査担当者を置くことができる。

(職員の責務)

第10条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理者、主任文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第11条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、本府における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに本府の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(文書の作成等)

第12条 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

2 前条の文書主義の原則に基づき、本府内部の打合せや本府外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。

3 歴史的緊急事態（国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に対応するために行われた業務については、軽微なものを除き、将来の教訓として極めて重要であり、保存期間満了時には原則として独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）へ移管する文書として、記録を作成するものとする。

4 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

(適切・効率的な文書作成)

第13条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、部局の長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認も経るものとする。

2 本府の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、本府の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方(以下「相手方」という。)の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるように記載するものとする。

3 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語での的確かつ簡潔に記載しなければならない。

4 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

第4章 整理

(職員の整理義務)

第14条 職員は、第15条及び第16条に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。

(1) 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(2) 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファイル)にまとめること。

(3) 行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

第15条 行政文書ファイル等は、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的(三段階の階層構造)に分類(別表第1に掲げられた業務については、同表を参照して分類)し、分かりやすい名称を付さなければならない。

(保存期間)

第16条 文書管理者は、別表第1を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表し

なければならない。

- 2 主任文書管理者は、当該部局の文書管理者が、保存期間表を定め、又は改定した場合は、総括文書管理者に報告するものとする。
- 3 第14条第1号の保存期間の設定については、第1項の保存期間表に従い、行うものとする。
- 4 第1項の保存期間表及び前項の保存期間の設定においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 5 第1項の保存期間表及び第3項の保存期間の設定においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 6 第3項の保存期間の設定において、前2項の規定に該当するものを除き、次に掲げる類型に該当する行政文書の保存期間を1年未満とすることができる。
 - (1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し
 - (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
 - (3) 出版物や公表物を編集した文書
 - (4) 本府の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
 - (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適當なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- 7 第3項の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。
- 8 第14条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日又は文書作成取得日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 9 第14条第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

- 10 第14条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日又はファイル作成日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 11 第3項、第8項、第9項の規定にかかわらず、文書管理者は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成し、又は取得した行政文書であって当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附帯する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。
- 12 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第5章 保存

（行政文書ファイル保存要領）

第17条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、内閣府本府行政文書ファイル保存要領（以下「保存要領」という。）を作成するものとする。

- 2 保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 紙文書の保存場所・方法
 - (2) 電子文書の保存場所・方法
 - (3) 引継手続
 - (4) その他適切な保存を確保するための措置

（保存）

第18条 文書管理者は、保存要領に従い、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りでない。

- 2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする。

（行政文書ファイル等の集中管理）

第19条 副総括文書管理者は、文書管理者から引継ぎを受けた行政文書ファイル等について、別に定めるところにより、当該行政文書ファイル等を適切に

保存するとともに、集中管理を行うものとする。

第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

第20条 総括文書管理者は、本府の行政文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「施行令」という。）第11条に基づき、文書管理システムをもって調製するものとする。

2 行政文書ファイル管理簿は、インターネットで公表するとともに、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供しなければならない。

3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿への記載)

第21条 文書管理者は、少なくとも毎年度一回、管理する行政文書ファイル等（保存期間が1年以上のものに限る。）の現況について、施行令第11条第1項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

2 前項の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。

3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 保存期間の延長、移管、廃棄

(保存期間が満了したときの措置)

第22条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

2 前項の措置は、行政文書ファイル管理簿への記載により定めるものとし、定める際は主任文書管理者及び総括文書管理者の確認を得るものとする。

3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第1項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。ただし、保存期間3年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間満了時の措置に従って、適宜、第24条第3項の大臣官

房公文書管理課への協議又は移管に必要な手続を行うものとする。

(保存期間の延長)

第23条 文書管理者は、施行令第9条第1項に掲げる場合にあっては、同項に定めるところにより、行政文書ファイル等を保存し続けなければならない。

2 文書管理者は、施行令第9条第2項に基づき、保存期間を延長することができる。

(移管又は廃棄)

第24条 文書管理者は、主任文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第22条第1項により定めた措置に基づき、国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 主任文書管理者は、前項の指示を行うに当たっては、総括文書管理者の同意を得ることとする。

3 文書管理者は、第1項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ大臣官房公文書管理課に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、大臣官房公文書管理課の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ同課と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、又は国立公文書館に移管するものとする。

4 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第16条第6項各号に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第4項、第5項及び第7項に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとする。この場合、総括文書管理者は、あらかじめ定めた一定の期間の中で、本規定に基づき、どのような類型の行政文書ファイル等についていつ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに一括して公表するものとする。

5 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、主任文書管理者の確認及び総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。その場合には、利用制限を行うべき情報が含まれている旨及び利用制限を行うべき理由について、記載するものとする。なお、利用請求に際し、国立公文書館からの確認があった場合は、必要な対応を行うものとする。

6 文書管理者は、行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する際、電子文書のパスワードの解除、利用可能な電子ファイル形式への変換等、国民の利用に供することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

7 総括文書管理者は、内閣総理大臣から、法第8条第4項の規定により、行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

第25条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を主任文書管理者に報告しなければならない。

2 主任文書管理者は、文書管理者から提出された点検の結果を取りまとめ、総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。

3 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、その結果を総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。

4 総括文書管理者及び公文書監理官は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

第26条 行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が発生した場合（そのおそれがある場合を含む。）、その事実を知った職員は、速やかに当該行政文書ファイル等を管理する文書管理者（文書管理者が不在等により報告等が困難な場合には、副主任文書管理者）に報告しなければならない。

2 文書管理者は、紛失等が明らかとなった場合は、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに主任文書管理者に報告しなければならない。

3 主任文書管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置を当該文書管理者に指示するとともに、速やかに紛失等の発生した経緯、範囲等を調査し、総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。

4 総括文書管理者及び公文書監理官は、前項の報告を受け、更に必要となる場合には、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、影響等に応じて、行政機関の長に報告し、公表等の措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

第27条 総括文書管理者は、法第9条第1項に基づき、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告するものとする。

- 2 総括文書管理者は、法第9条第3項又は第4項の規定による求め及び実地調査が行われる場合には、必要な協力をを行うものとする。
- 3 総括文書管理者は、内閣総理大臣から法第31条の規定による勧告があつた場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

第28条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。また、総括文書管理者は、各職員が少なくとも毎年度一回、研修を受けられる環境を提供しなければならない。

- 2 文書管理者は、各職員の受講状況について、主任文書管理者を通じて総括文書管理者に報告しなければならない。

(研修への参加)

第29条 主任文書管理者及び文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならぬ。また、職員は、適切な時期に研修を受講しなければならぬ。

第10章 秘密文書等の管理

(特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理)

第30条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）

第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた内閣府本府特定秘密保護規程（平成26年内閣府訓令第54号）に基づき管理するものとする。

また、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項の規定による指定を受けた情報（以下「重要経済安保情報」という。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた内閣府本府重要経済安保情報保護規程（令和7年内閣府訓令第16号）に基づき管理するものと

する。

(秘密文書の管理)

第31条 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定するものとする。

(1) 極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書

(2) 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書

2 秘密文書の指定は、極秘文書については主任文書管理者（大臣官房にあっては、大臣官房長とする。）が、秘文書については文書管理者が期間（極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。次項において同じ。）を定めてそれぞれ行うものとし（以下これらの指定をする者を「指定者」という。）、その指定は必要最小限にとどめるものとする。

3 指定者は、秘密文書の指定期間（この規定により延長した指定期間を含む。以下同じ。）が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を要すると認めるときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。また、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えることができないものとする。

4 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、また、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要がなくなったと認めるときは、指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。

5 指定者は、秘密文書の管理について責任を負う者を秘密文書管理責任者として指名するものとする。

6 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。

7 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。

8 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告するものとする。

9 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。

10 総括文書管理者は、この訓令の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

第11章 補則

(細則)

第32条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

(沖縄総合事務局に関する事項)

第33条 別表第1及び第2の第30項から第36項（沖縄総合事務局に関する事項）について、改正等が必要となった場合には、主任文書管理者が副総括文書管理者に速やかに申し出こととする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月26日内閣府訓令第34号）

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日内閣府訓令第13号）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 内閣府本府秘密文書取扱規程（平成13年内閣府訓令第23号。以下、「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の日において現に旧規程第3条第1項の秘密取扱いの指定が行われている行政文書については、平成30年3月31日までの間、なお従前の例により取扱うことができる。

附 則（平成30年3月29日内閣府訓令第7号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日内閣府訓令第11号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日内閣府訓令第14号）

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日内閣府訓令第3号）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の内閣府本府行政文書管理規則（以下「新規則」という。）第16条第8項の規定は文書作成取得日が令和3年4月1日以後である行政文書について、同条第10項の規定はファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。
- 3 新規則第16条第11項の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以

後である行政文書について適用する。

- 4 新規則別表第1の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。

附 則（令和5年3月9日内閣府訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日内閣府訓令第1号）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の内閣府本府行政文書管理規則第22条第3項及び別表第2の2(6)の①のただし書の規定は、電子決裁システム（EASY）が改修された当該日の属する年度の翌年度の4月1日から施行することとする。

附 則（令和7年3月19日内閣府訓令第4号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月13日内閣府訓令第18号）

この訓令は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）の施行の日（令和7年5月16日）から施行する。

別表第1 行政文書の保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	20年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
		②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
		③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録
	(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
	(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）		<ul style="list-style-type: none"> ・5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参考条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料

		(5)国会審議	国会審議文書（一の項へ）		<ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録・内閣意見案・同案の閣議請議書
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書（一の項 ト）		<ul style="list-style-type: none"> ・官報 ・公布裁可書（御署名原 本）
		(7)解釈又は 運用の基 準の設定	<p>①解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書（一 の項チ）</p> <p>②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書（一の項 チ）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
2	条約その 他の国際 約束の締 結及びそ の経緯	(1)締結の検 討	<p>①外国（本邦の域外にある國 又は地域をいう。）との交 渉に関する文書及び解釈又 は運用の基準の設定のため の決裁文書（二の項イ及び ニ）</p> <p>②他の行政機関の質問若しく は意見又はこれらに対する 回答に関する文書その他の 他の行政機関への連絡及び 当該行政機関との調整に関 する文書（二の項ロ）</p> <p>③条約案その他の国際約束の 案の検討に関する調査研究 文書及び解釈又は運用の基 準の設定のための調査研究 文書（二の項ハ及びニ）</p>	30年	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説 <ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答 <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・情報収集・分析

		(2)条約案の審査	条約案その他の国際約束の案の審査の過程が記録された文書（二の項ハ）		・法制局提出資料 ・審査録
		(3)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（二の項ニ）	20年 (保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書)	・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
		(4)国会審議	国会審議文書（二の項ニ）		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
		(5)締結	条約書、批准書その他これらに類する文書（二の項ホ）	文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないものの）については30年）	・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書
		(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）		・官報 ・公布裁可書（御署名原本）
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言

			③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
	(2)政令案の審査		政令案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）		・法制局提出資料 ・審査録
	(3)意見公募手続		意見公募手続文書（一の項ハ）		・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
	(4)他の行政機関への協議		行政機関協議文書（一の項ハ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
	(5)閣議		閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）		・5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
	(6)官報公示その他の公布		官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書（一の項ト）		・官報 ・公布裁可書（御署名原本）
	(7)解釈又は運用の基準の設定		①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
4	内閣府令、その	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	20年	・基本方針 ・基本計画

他の規則の制定又は改廃及びその経緯				<ul style="list-style-type: none"> ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
		②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
		③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
	(2)意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・府令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
	(3)制定又は改廃	内閣府令、その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）		<ul style="list-style-type: none"> ・府令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文
	(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）		<ul style="list-style-type: none"> ・官報
	(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ） ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は政務三役会議（これらに準ずるものと含む。）の決定又は了解及びその経緯				
5	(1)予算に關	①閣議を求めるための決裁文	20年	・歳入歳出概算

	閣議の決定又は了 解及びそ の経緯	する閣議 の求め及 び予算の 国会提出 その他の 重要な経 緯	書及び閣議に提出された文 書（三の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> ・予算書（一般会計・特 別会計・政府関係機 関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
			②予算その他国会に提出され た文書（三の項ハ）	
	(2)決算に関 する閣議 の求め及 び決算の 国会提出 その他の 重要な経 緯	①閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文 書（三の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・決算書（一般会計・特 別会計・政府関係機 関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
		②決算に関し、会計検査院に 送付した文書及びその検査 を経た文書（三の項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・決算書（一般会計・特 別会計・政府関係機 関） <p>(※会計検査院保有のも のを除く。)</p>
		③歳入歳出決算その他国会に 提出された文書（三の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・決算書（一般会計・特 別会計・政府関係機 関）
	(3)質問主意 書に対す る答弁に 関する閣 議の求め 及び国会 に対する 答弁その 他の経緯	①答弁の案の作成の過程が記 録された文書（四の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録
		②閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文 書（四の項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
		③答弁が記録された文書（四 の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・答弁書

		他の重要な経緯			
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)	<p>①立案基礎文書（五の項イ）</p> <p>②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）</p> <p>③立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ）</p> <p>④行政機関協議文書（五の項ロ）</p> <p>⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（五の項ハ）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ <ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
6	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の	<p>①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（六の項イ）</p> <p>②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（六の項イ）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング

	む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	の行政機関への協議その他の重要な経緯	<p>③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ）</p> <p>④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項ロ）及び会議（國務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書</p> <p>⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ）</p>		アーリング
7	政務三役会議（これに準ずるものをおいて同じ。)の決定又は了解及びその経緯	政務三役会議の決定又は了解に関する立案の検討その他重要な経緯	<p>①政務三役会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ）</p> <p>②政務三役会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（七の項イ）</p> <p>③政務三役会議に検討のための資料として提出された文書（七の項ロ）及び政務三役会議の議事が記録された文書</p> <p>④政務三役会議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）</p>		<p>・各省への協議案</p> <p>・各省からの質問・意見</p> <p>・各省からの質問・意見に対する回答</p> <p>・配付資料</p> <p>・議事の記録</p> <p>・決定・了解文書</p>
					<p>・基本方針</p> <p>・基本計画</p> <p>・条約その他の国際約束</p> <p>・大臣指示</p>
					<p>・外国・自治体・民間企業の状況調査</p> <p>・関係団体・関係者のヒアリング</p>
					<p>・配付資料</p> <p>・議事の記録</p> <p>・決定・了解文書</p>
8	複数の行政機関による申合	複数の行政機関による申合せに関する立案の	<p>①申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ）</p>	10年	<p>・基本方針</p> <p>・基本計画</p> <p>・条約その他の国際約束</p> <p>・総理指示</p>
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					

	せ及びその経緯	検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	<p>②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ）</p> <p>③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ）</p> <p>④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ）</p> <p>⑤申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・申合せ
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案
			②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）	
			③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）	
			④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）	

			⑤基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ）		・通知
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ） ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ） ⑤基準を地方公共団体に通知した文書（九の項ハ）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項） ②立案の検討に関する調査研究文書（十の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング

		<p>行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他重要な経緯</p>	<p>③意見公募手續文書（十の項）</p> <p>④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）</p> <p>⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 <p>・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案</p> <p>・標準処理期間案</p>
	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	10年 (国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。) 又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年		<ul style="list-style-type: none"> ・審査案 ・理由
	(3)行政手続法第2条	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過	処分がされる		<ul style="list-style-type: none"> ・処分案 ・理由

		第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	程が記録された文書（十二の項）	日に係る特定日以後5年	
	(4)行政手続法第2条第7号の届出（以下「届出」という。）の受理	届出、報告その他の通知の内容を記載した文書	5年	・届出書 ・報告書	
	(5)補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項の補助金等をいう。以下同じ。）の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書（十三の項イ） ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ） ③補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	

		(6)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	<p>①不服申立てによる不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ）</p> <p>②審議会等文書（十四の項ロ）</p> <p>③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ）</p> <p>④裁決書又は決定書（十四の項ニ）</p>	<p>裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不服申立て ・録取書 ・諮詢 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書
		(7)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	<p>①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）</p> <p>②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）</p> <p>③判決書又は和解調書（十五の項ハ）</p>	<p>訴訟が終結する日に係る特定日以後10年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に	<p>①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）</p> <p>②立案の検討に関する調査研究文書（十の項）</p> <p>③意見公募手続文書（十の項）</p>	<p>10年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案

	に関する立案の検討 その他の重要な経緯		・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
	④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）		・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案
	⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）		・標準処理期間案
(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	10年 (国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。) 又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	・審査案 ・理由
(3)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	処分がされる日に係る特定	・処分案 ・理由

			日以後 5年	
(4)行政手続 法第2条 第7号の 届出（以 下「届 出」とい う。）の 受理	届出、報告その他の通知の内 容を記載した文書	5年	・届出書 ・報告書	
(5)補助金等 の交付 (地方公 共団体に 対する交 付を含 む。)に 関する重 要な経緯	①交付の要件に関する文書 (十三の項イ) ②交付のための決裁文書その 他交付に至る過程が記録さ れた文書 (十三の項ロ) ③補助事業等実績報告書 (十 三の項ハ)	交付に 係る事 業が終 了する 日に係 る特定 日以後 5年	・交付規則・交付要綱・実 施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	
(6)不服申立 てに関す る審議会 等におけ る検討そ の他の重 要な経緯	①不服申立書又は口頭による 不服申立てにおける陳述の 内容を録取した文書 (十四 の項イ) ②審議会等文書 (十四の項 ロ) ③裁決、決定その他の処分を するための決裁文書その他 当該処分に至る過程が記録 された文書 (十四の項ハ) ④裁決書又は決定書 (十四 の項ニ)	裁決、 決定そ の他の 処分が される 日に係 る特定 日以後 10年	・不服申立書 ・録取書 ・諮詢 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	
(7)国又は行 政機関を 当事者と	①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証	訴訟が 終結す る日に	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書	

		する訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	に関する文書（十五の項口） ③判決書又は和解調書（十五の項ハ）	係る特定日以後10年	・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書
--	--	------------------------	------------------------------------	------------	--

職員の人事に関する事項

13	職員の人事に関する事項	(1)人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	①立案の検討に関する調査研究文書（十六の項イ）	10年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・規程案
			②制定又は変更のための決裁文書（十六の項ロ）		・協議案 ・回答書
			③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書（十六の項ハ）		・報告書
			④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書（十六の項ニ）		
		(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	①計画の立案に関する調査研究文書（十七の項）	3年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・計画案
			②計画を制定又は改廃するための決裁文書（十七の項）		・実績
			③職員の研修の実施状況が記録された文書（十七の項）		
		(3)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書（十八の項）	3年	・申請書 ・承認書

		(4)退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書（十九の項）	支給制限その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間	・調書
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			③意見公募手続文書（二十の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
			④制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・告示案
			⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・官報
		(2)訓令及び	①立案の検討に関する調査研	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企

		通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	究文書（二十の項イ） ②制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）		業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案
15	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他予算に関する重要な経緯（5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項イ） ②財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項ロ） ③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書（二十一の項ハ） ④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書（二十一の項ニ）	10年	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・府内調整 ・概算要求書 ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 ・行政事業レビュー ・執行状況調査 ・予算の配賦通知
		(2)歳入及び歳出の決	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎とな	5年	・歳入及び歳出の決算報告書

		算報告書並びに国 の債務に 関する計 算書の作 製その他 の決算に 関する重 要な経緯 (5の項 (2)及び(4) に掲げる ものを除 く。)	った意思決定及び当該意思 決定に至る過程が記録され た文書（二十二の項イ）		・国の債務に関する計算 書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿・歳出簿・支払 計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の 帳簿
			②会計検査院に提出又は送付 した計算書及び証拠書類 (二十二の項ロ)		・計算書 ・証拠書類（※会計検査 院保有のものを除く。）
			③会計検査院の検査を受けた 結果に関する文書（二十二 の項ハ）		・意見又は処置要求 (※会計検査院保有のもの を除く。)
			④①から③までに掲げるもの のほか、決算の提出に至る 過程が記録された文書（二 十二の項ニ）		・調書
			⑤国会における決算の審査に 関する文書（二十二の項 ホ）		・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置
16	機構及び 定員に關 する事項	機構及び定 員の要求に 關する重要 な経緯	機構及び定員の要求に関する 文書並びにその基礎となつた 意思決定及び当該意思決定に 至る過程が記録された文書 (二十三の項)	10年	・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・府内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画

17	独立行政 法人等に 関する事 項	(1)独立行政 法人通則 法（平成 11年法律 第103 号）その 他の法律 の規定に による中期 目標（独 立行政法 人通則法 第2条第 3項に規 定する國 立研究開 発法人に あっては 中長期目 標、同條 第4項に 規定する 行政執行 法人にあ っては年 度目標。 以下この 項におい て同 じ。）の 制定又は 変更に關 する立案 の検討そ の他の重 要な経緯	①立案の検討に関する調査研 究文書（二十四の項イ）	10年	・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング
		②制定又は変更のための決裁 文書（二十四の項ロ）	・中期目標案		
		③中期計画（独立行政法人通 則法第2条第3項に規定す る国立研究開発法人にあつ ては中長期計画、同條第4 項に規定する行政執行法人 にあっては事業計画）、事 業報告書その他の中期目標 の達成に関し法律の規定に 基づき独立行政法人等によ り提出され、又は公表され た文書（二十四の項ハ）	・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書		

		(2)独立行政 法人通則 法その他 の法律の 規定によ る報告及 び検査そ の他の指 導監督に 関する重 要な経緯	①指導監督をするための決裁 文書その他指導監督に至る 過程が記録された文書（二 十五の項イ） ②違法行為等のは正のため必 要な措置その他の指導監督 の結果の内容が記録された 文書（二十五の項ロ）	5年	・報告 ・検査 ・是正措置の要求 ・是正措置
18	政策評価 に関する 事項	行政機関が 行う政策の 評価に関する法律（平 成13年法 律第86 号。以下 「政策評価 法」とい う。）第6 条の基本計 画の立案の 検討、政策 評価法第10 条第1項の 評価書の作 成その他の 政策評価の 実施に関する重要な経 緯	①政策評価法第6条の基本計 画又は政策評価法第7条第 1項の実施計画の制定又は 変更に係る審議会等文書 (二十六の項イ) ②基本計画又は実施計画の制 定又は変更に至る過程が記 録された文書（二十六の項 イ） ③基本計画の制定又は変更の ための決裁文書及び当該制 定又は変更の通知に関する 文書（二十六の項イ） ④実施計画の制定又は変更の ための決裁文書及び当該制 定又は変更の通知に関する 文書（二十六の項イ） ⑤評価書及びその要旨の作成 のための決裁文書並びにこ れらの通知に関する文書そ の他当該作成の過程が記録 された文書（19の項に掲げ るものを除く。）（二十六 の項ロ）	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言 ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・基本計画案 ・通知 ・事後評価の実施計画案 ・通知 ・評価書 ・評価書要旨

			⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ）		・政策への反映状況案 ・通知
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①立案基礎文書（二十七の項イ）	事業終了の日 に係る特定日 以後5年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ）	年又は 事後評価終了の日に 係る特定日以後10年	・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書（二十七の項イ）	のいづれか長い期間	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書
			④政策評価法による事前評価に関する文書（二十七の項ヘ）		・事業評価書 ・評価書要旨
			⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書（二十七の項ロ）		・協議・調整経緯
			⑥事業を実施するための決裁文書（二十七の項ハ）		・実施案

			<p>⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書（二十七の項二）</p> <p>⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書（二十七の項六）</p> <p>⑨政策評価法による事後評価に関する文書（二十七の項八）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 <ul style="list-style-type: none"> ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書 <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価書 ・評価書要旨
20	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	10年		<ul style="list-style-type: none"> ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	<p>(1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）</p> <p>(2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）</p>	<p>国会審議文書（二十九の項）</p> <p>審議会等文書（二十九の項）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存す	常用（無期限）	・行政文書ファイル管理簿

			べき行政文書（三十の項）		
			②取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）	5年	・受付簿
			③行政文書ファイル等の廃棄の状況が記録された帳簿		・第24条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録
			④決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項）	30年	・決裁簿
			⑤行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十三の項） (22の項③に掲げるものを除く。)	20年	・移管・廃棄簿
23 法令の規定に基づく勧告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	(1)法令の規定に基づく他の行政機関等に対する勧告及び当該意思決定に至る過程	①勧告に関する経緯が記録された文書	30年 (勧告のうち、特に重要なものは20年)	・大臣指示 ・状況の調査	
		②勧告の内容及びその措置結果が記録された文書		・勧告 ・措置結果	
	(2)法令の規定による他の行政機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程	①他の行政機関等の協議に関する文書（協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）	10年	・協議案 ・各府省等の質問・意見 ・各府省等の質問・意見に対する回答	
		②同意等の内容が記録された文書		・同意書	
	(3)法令の規定による他の行政	①通知、報告、資料の提出要求等に関する経緯が記録された文書		・報告、資料提出の求め ・調査計画	

		機関等に 対する届 出、通 知、報 告、資料 の提出要 求等及び 当該意思 決定に至 る過程	②届出、通知、報告、資料の 提出要求等の内容が記録さ れた文書		・届出書 ・通知文書 ・報告書 ・提出資料
24	国有財産 に関する 事項	国有財産の 管理	①国有財産台帳及び付属図面 ②用地取得の経緯が記録され た文書 ③国有財産台帳の価格改定の 経緯が記録された文書 ④国有財産を管理・処分する ための決裁文書 ⑤①から④までに掲げるもの のほか、国有財産に関する 重要な経緯が記録された文 書	常用 30年 10年 5年	・契約書 ・価格改定評価調書 ・使用承認、使用許可 ・国有財産台帳登載資料
25	営繕に関 する事項	建築物の営 繕	①官公庁施設の建設等に關す る法律の規定に基づく文書 ②営繕に係る諸報告 ③①及び②に掲げるもののほ か、建築物の営繕に關する 重要な経緯が記録された文 書	5年	・営繕計画書 ・協議文書 ・行政投資実績調査 ・中央公契連報告
26	庁舎管理 に関する 事項	庁舎の管理	①庁舎管理に關する文書で特 に重要なもの ②庁舎管理に關する文書	常用 3年	・庁舎機械設備竣工図面 ・点検記録
27	物品管理 に関する 事項	物品の管理	物品の取得・処分等に關する 文書	5年	・物品管理簿

28	統計、調査等に関する事項	統計の作成並びに調査及び研究に関する重要な経緯	①基幹統計調査の企画に関する決裁文書及び調査報告	20年	・企画書案 ・調査報告
			②統計、調査及び研究に関する文書のうち、特に重要なものに関する調査報告 (①に掲げるものを除く。)	10年	・調査報告
			③統計の企画立案に関する経緯が記録された文書	5年	・基本方針 ・基本計画 ・要領
			④統計の承認に関する経緯が記録された文書		・承認申請書
			⑤統計の実施に関する経緯が記録された文書		・実施案 ・事務処理基準
			⑥調査票（記録媒体を問わず実査段階において作成・収集されたもの）	調査規則で定めている期間又は調査計画に定める期間	・調査票
			⑦統計の二次利用のための調査票情報文書	永年	・調査票情報
			⑧統計の集計結果の正確性の検証のための文書		・集計結果の作成に活用した統計及び行政記録情報

			⑨統計、調査及び研究に関する文書のうち重要なもの（①～⑧に掲げるものを除く。）	3年（公表した調査及び研究に関する文書については10年）	・調査報告 ・論文
29	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（19の項目及び24の項目に掲げるものを除く。）	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	契約が終了する日に係る特定日以後5年	・仕様書案 ・協議・調整経緯
沖縄総合事務局に関する事項					
30	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）違反事件の審査及びその経緯	公正取引室に係る独占禁止法違反事件の審査に関する重要な経緯	①独占禁止法違反事件の審査の過程が記録された文書 ②排除措置命令又は課徴金納付命令その他の処分をするための決裁文書 ③名あて人に送達した命令書	命令が確定する日に係る特定日以後30年（命令書等について年度ごとに取りまとめたものは、命令が確定する日に係る特	・端緒処理票 ・被疑事実等の告知書 ・報告命令書 ・報告依頼書 ・供述調書 ・排除措置命令書案 ・課徴金納付命令書案 ・排除措置命令書 ・課徴金納付命令書

				定日以 後 20 年)	
			④課徴金の徴収又は還付に関する文書のうち重要なもの	命令が確定する日に係る特定日以後 10 年	・債権調査確認決議書
31	下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号。以下「下請法」という。）違反事件の調査及びその経緯	公正取引室に係る下請法違反事件の調査に関する重要な経緯	①下請法違反事件の調査の過程が記録された文書 ②勧告するための決裁文書 ③名あて人に送達した勧告書	勧告する日に係る特定日以後 30 年	・事件記録 ・勧告書案 ・勧告書
32	国際会議等並びに国際協力及び国際交流に関する事項	(1)財務部に係る国際会議等（外国政府との交渉を含む。）に関する重要な経緯	①国際機関に関する会議その他財務大臣が出席した国際会議等のうち重要な国際的 意思決定が行われたものに係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの ②重要な国際会議等（イに掲げるものを除く。）に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	20 年 10 年	・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書 ・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書

		(2)財務部に 係る国際 協力及び 国際交流 に関する 重要な経 緯	政府開発援助の基本的な方 針、計画、実施及び評価に關 する文書のうち重要なもの	10年	・専門家派遣実施方針 ・実施状況報告
33	犯則事件 の調査及 び立入検 査等に關 する事項	(1)財務部に 係る犯則 事件の調 査に關す る重要な 経緯	犯則事件の調査に關する決裁 文書	30年	・犯則調査実施方針案 ・調査報告案
		(2)法律の規 定に基づ き財務部 の職員が 行う立入 検査等に 關する重 要な経緯	立入検査等に關する決裁文書	10年	・立入検査実施方針案 ・検査報告案
34	統計、調 査等に關 する事項	統計の作成 並びに調査 及び研究に 關する重 要な経緯	財政史等の編纂に活用した資 料のうち重要なもの	20年	・財政史編纂資料 ・年史
35	国の債務 の管理及 び資金の 貸付け等 に関する 事項	財務部に係 る国の債務 の管理及び 所管行政に 關して行う 資金の貸付 け、出資等 に関する重 要な経緯	①国債の発行、資金の貸付け 等に關する決裁文書で償 還、返済等の期限を越えて 保有することが必要な文書	期限が 到来す る日に 係る特 定日以 後10年	・国債発行に關する令達 等 ・貸付金利案 ・資金貸付原義 ・預託金原義
			②国の債務の管理及び所管行 政に關して行う資金の貸付 け、出資等に關する決裁文 書（イに掲げるものを除	10年	・国債上場依頼 ・資金運用報告

			く。) 又はこれらに関する重要な実績が記録された文書		
36	国有財産の管理及び処分の実施に関する事項	財務部に係る国有財産の管理（取得、維持、保存及び運用をいう。）及び処分の実施に関する重要な経緯	①国有財産（不動産に限る。）の取得及び処分に関する決裁文書 ②国有財産の貸付けその他の運用に関する決裁文書で運用期間を超えて保有するところが必要な文書 ③国有財産の管理及び処分（イ及びロに掲げるものを除く。）に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	30年 （法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するものは20年）	・引受決議書 ・売払決議書 ・貸付決議書 ・行政財産等管理状況等監査報告

備考

- 一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
 - 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会

等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書

- 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
 - 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
 - 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
 - 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
 - 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
 - 8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大蔵等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議
 - 9 政務三役会議（これに準ずるものを含む。）政務三役会議その他の一の行政機関の大蔵等で構成される会議
 - 10 特定日 第16条第12項（施行令第8条第9項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）
- 二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- 三 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。
- 四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものとする。
- 五 本表各項の第五欄に掲げる具体例は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書の例を示しているものであって、同欄に記載の文書のみを保存すれば必要十分であることを意味するものではない。
- 六 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参照し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」と「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【I】～【IV】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には独立行政法人国立公文書館に移管するものとする。

【I】 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

【II】 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

【III】 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

【IV】 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

【I】の文書について、例えば、次のような重要な情報が記録された文書が対象となる。

- ・ 国の機関及び独立行政法人等の設置、統合、廃止、改編の経緯並びに各組織の構造や権限及び機能の根拠に関する情報が記録された文書
- ・ 経緯も含めた政策の検討過程や決定並びに政策の実施及び実績に関する情報であって、将来までを見据えて政策の理解や見直しの検討に資すると考えられる情報が記録された文書

【II】の文書について、例えば、次のような重要な情報が記録された文書が対象となる。

- ・ 国民の権利及び義務の法令上の根拠並びに個人及び法人の権利及び義務の得喪に関する基準や指針等の設定に関する経緯も含めた情報が記録された文書
- ・ 個別の許認可等のうち公益等の観点から重要と認められるものに関する情報が記録された文書
- ・ 国民からの不服申立てや国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起等に関する情報のうち、法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関する情報が記録された文書

【III】の文書について、例えば、次のような重要な情報が記録された文書が対象となる。

- ・ 政策の変更や優先順位の設定に影響を与えた社会環境、自然環境等に関する情報が記録された文書
 - ・ 政策が国民に与えた影響や効果、社会状況を示す重要な調査の結果、政府の広報に関する情報が記録された文書
 - ・ 我が国の自然環境に関する観測結果等、その動態に関する情報が記録された文書
- 【IV】の文書について、例えば、次のような重要な情報が記録された文書が対象となる。
- ・ 我が国の領土・主権、来歴や、多くの国民の関心事項となる自然災害及び事件等の重大な出来事（国内で起きたものに限らない。）に関する情報が記録された文書
 - ・ 学術の成果やその顕彰等及び文化、芸術、技術等の功績等のうち重要なものに関する情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1 の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

① 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事 項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	移管
	(2)法律案の審査	
	(3)他の行政機関への協議	
	(4)閣議	
	(5)国会審議	
	(6)官報公示その他の公布	
	(7)解釈又は運用の基準の設定	
2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)締結の検討	移管（経済協力関係等で定型化し、重要性がないものは除く。）
	(2)条約案の審査	
	(3)閣議	
	(4)国会審議	
	(5)締結	
	(6)官報公示その他の公布	

3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	移管
		(2)政令案の審査	
		(3)意見公募手続	
		(4)他の行政機関への協議	
		(5)閣議	
		(6)官報公示その他の公布	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	
4	内閣府令、その他規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	移管
		(2)意見公募手続	
		(3)制定又は改廃	
		(4)官報公示	
		(5)解釈又は運用の基準の設定	
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は政務三役会議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯			
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	移管
		(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	
		(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）	
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものもを含む。この項において同じ。）の決	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	移管

	定又は了解及びその経緯		
7	政務三役会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	政務三役会議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯			
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	移管
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯			
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ。) ・国籍に関するもの
		(3)不利益処分に関する重要な経緯	廃棄
		(4)届出の受理	廃棄
		(5)補助金等の交付に関する重要な	以下について移管

		経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の交付の要件に関する文書
		(6)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
		(7)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
		(2)許認可等に関する重要な経緯	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの
		(3)不利益処分に関する重要な経緯	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等及び公益信託に関するもの
		(4)届出の受理	廃棄
		(5)補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実績報告書に

			関するもの
		(6)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
		(7)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
職員の人事に関する事項			
13	職員の人事に関する事項	(1)人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	移管
		(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	廃棄 ※別表第1の備考二に掲げるものも同様とする。 (ただし、閣議等に関わるものについては移管)
		(3)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	
		(4)退職手当の支給に関する重要な経緯	
その他の事項			
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	廃棄
		(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための裁判文書
15	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積	以下について移管 ・財政法第17条第2項の規

	<p>に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）</p>	<p>定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となつた方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政法第20条第2項の予定経費要求書等の作製の基礎となつた方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。） ・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書
	<p>(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。）</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となつた方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。） ・財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となつた方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を

			<p>含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政法第35条第2項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書 (財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。) ・上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書
16	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	移管
17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標（独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては年度目標）の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
		(2)独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	
18	政策評価に関する事項	政策評価法第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	移管
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費が特に大規模な事業（例：100億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報

			<p>告、評価書その他の重要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費が大規模な事業（例：10億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの ・工事誌
20	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項(4)に掲げるものを除く。）	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄典制度の創設・改廃に関するもの ・叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの ・国外の著名な表彰の授与に関するもの
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答
		(2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会その他の合議制の機関（部会、小委員会等を含む。）及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管・廃棄簿
23	法令の規定に基づく勧告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求	<p>(1)法令の規定に基づく他の行政機関等に対する勧告及び当該意思決定に至る過程</p> <p>(2)法令の規定による他の行政機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの

	等並びに当該意思決定に至る過程	(3)法令の規定による他の行政機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程	
24	国有財産に関する事項	国有財産の管理	廃棄
25	営繕に関する事項	建築物の営繕	廃棄
26	庁舎管理に関する事項	庁舎の管理	廃棄
27	物品管理に関する事項	物品の管理	廃棄
28	統計、調査等に関する事項	統計の作成並びに調査及び研究に関する重要な経緯	以下について移管 ・基幹統計調査の企画に関する決裁文書及び調査報告 ・一般統計調査の調査報告
29	契約に関する事項	契約に関する経緯等（19の項及び24の項に掲げるものを除く）	廃棄
沖縄総合事務局に関する事項			
30	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）違反事件の審査及びその経緯	公正取引室に係る独占禁止法違反事件の審査に関する重要な経緯	以下について移管 ・命令書等について年度ごとに取りまとめたもの

31	下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号。以下「下請法」という。）違反事件の調査及びその経緯	公正取引室に係る下請法違反事件の調査に関する重要な経緯	廃棄
32	国際会議等並びに国際協力及び国際交流に関する事項	(1)財務部に係る国際会議等（外国政府との交渉を含む）に関する重要な経緯	移管
		(2)財務部に係る国際協力及び国際交流に関する重要な経緯	移管
33	犯則事件の調査及び立入検査に関する事項	(1)財務部に係る犯則事件の調査に関する重要な経緯	廃棄
		(2)法律の規定に基づき財務部の職員が行う立入検査等に関する重要な経緯	廃棄
34	統計、調査等に関する事項	統計の作成並びに調査及び研究に関する重要な経緯	移管
35	国の債務の管理及び資金の貸付け等に関する事項	財務部に係る国の債務の管理及び所管行政に関して行う資金の貸付け及び出資等に関する重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
36	国有財産の管理及び処分の実施に関する事項	財務部に係る国有財産の管理及び処分の実施に関する重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの

② 以下の左欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

事 項	歴史公文書等の具体例
本府において実施・運用している制度（例：政策評価、情報公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等）について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画 ・年間実績報告書等 ・施行状況調査・実態状況調査 ・意見・勧告 ・その他これらに準ずるもの
国際会議	<ul style="list-style-type: none"> ・国際機関（IMF, ILO, WHO 等）に関する会議又は閣僚が出席した会議等であって、重要な国際的意思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書
国際協力・国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ・政府開発援助、国際緊急援助の基本的な方針、計画、実施及び評価に関する文書 ・国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの
統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書 ・一般統計調査の調査報告書
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書 ・広報資料 ・大臣記者会見録 ・大臣等の事務引継書

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、①の基本的考え方によらして(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌O157や新型コロナウイルス感染症など大流行により社会的な影響をもたらした感染症等に関するもの、日本航空123便の御巣鷹山墜落事故、ナホトカ号油流出事故など甚大な被害を始め社会や環境に大きな影響をもたらした事故に関するもの、地下鉄サリン事件（オウム真理教対策）など社会やその後の政策に大きな影響をもたらした事件に関するもの

(我が国における行政等新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、不良債権処理関連施策、情報公開法や公文書管理法のように行政機関に共通して適用される法制度の創設、天皇の退位、新たな省庁の設置等
(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年東京オリンピック・パラリンピック等
(革新的又は先端的な技術の研究開発)
スーパーコンピュータ、衛星技術等

② 領土・主権に関連する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録した海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査そのほかの調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に基づき対処する。

(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書

昭和27年度までに作成・取得された文書（日本国との平和条約（昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得されたものをいう。当時において行政機関の職員に作成・取得されたものに限らない。）は、現下の行政制度と大きく異なる制度の下で作成・取得されたものであることから、我が国の来歴を知る上で重要な情報が記録された希少な文書といえるため、全て移管するものとする。

(4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1)から(4)に記載のない文書

(1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方によれば、文書管理

者において個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

- ① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。ただし、まとめ直しを行った上で、改めて保存期間満了時の措置を設定することは可能とする。
- ② 移管については、当該業務を主管する文書管理者において行うものとする。
- ③ 保存期間満了時の措置が「廃棄」とされている行政文書ファイル等についても、1【I】～【IV】に該当すると判断される場合には、移管すべきものである場合がある（例：直轄事業として実施される総事業費 10 億円未満の公共事業であっても、歴史的に重要な建造物を修繕した場合や、国会で議論され、国民の関心事項となった事柄等）。また、当初「廃棄」とした行政文書ファイル等についても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史的重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を「移管」に変更する必要がある。
- ④ 移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解に資するため、必ず当該移管する文書を含む行政文書ファイル等に合わせてまとめ、移管することとする。